

バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額

令和8年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税額から3分の1が減額されます。

■ 減額を受けられる要件

1. 家屋の要件

- (1) 新築された日から10年以上経過した住宅(賃貸住宅を除く。)であること。
※ ただし、併用住宅などの場合は、居住部分の面積割合が2分の1以上であること。
- (2) 床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

2. 居住者の要件

次のいずれかの方が居住していること。

- 65歳以上の方(改修工事が完了した年の翌年の1月1日現在)
- 介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けている方
- 障がいのある方(地方税法施行令第7条該当)

3. バリアフリー改修工事の要件

- 令和8年3月31日までの間に、下記のバリアフリー改修工事を行った住宅で、補助金等を除く自己負担金額が50万円を超えていること。

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 通路又は出入口の拡幅 | ⑤ 手すりの取付け |
| ② 階段の勾配緩和 | ⑥ 床の段差の解消 |
| ③ 浴室の改良 | ⑦ 戸の改良 |
| ④ トイレの改良 | ⑧ 床表面の滑り止め化 |

■ 減額される期間・範囲

改修工事が完了した年の翌年度分に限り、バリアフリー改修工事を行った家屋に係る固定資産税額の3分の1が減額されます。ただし、減額の適用となるのは、1戸あたり100㎡相当分まで

床 面 積	減 額 率
1戸あたりの床面積が100㎡以下のもの	税額の3分の1
1戸あたりの床面積が100㎡以上のもの	100㎡分の税額の3分の1

■ 申告方法

原則として、改修工事完了後3ヶ月以内に、税務収納課資産税係へ下記の関係書類を添付のうえ、『住宅バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書』の提出が必要となります。

【関係書類】

1. 納税義務者の住民票の写し
2. 改修工事に係る明細書(当該改修工事の内容および費用の確認ができるもの)
3. 改修工事箇所の図面および写真(改修後・改修前)
- ※ 2、3の書類については、建築士又は登録住宅性能評価機関等の発行する証明を添付することで代えることができます。
4. 領収書(改修工事費用を支払ったことを確認することができるもの)
5. 補助金等を受けている場合は、決定(確定)通知書等の写し
6. 居住要件の区分に応じた書類
 - 65歳以上の方 . . . 住民票の写し
 - 要介護および要支援認定の方 . . . 介護保険の被保険者証の写し
 - 障がいのある方 . . . 身体障害者手帳、療育手帳の写し

※ その他

- ・ 省エネ改修の減額との同時適用は可能ですが、既にバリアフリー改修の減額を受けた場合や耐震改修の減額、新築住宅軽減との同時適用はできません。

★ バリアフリー改修工事について

- ① 通路又は出入口の拡幅
介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- ② 階段の勾配緩和
階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る)又は改良によりその勾配を緩和する工事(ホームエレベータは対象外)
- ③ 浴室の改良
イ、入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
ロ、浴槽をまたぎ高さを低いものに取り替える工事
ハ、固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備の設置工事
ニ、高齢者等の身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- ④ トイレの改良
イ、排泄又はその介助を容易に行うためにトイレの床面積を増加させる工事
ロ、便器を座便式のものに取り替える工事
ハ、座便式の便器の座高を高くする工事
- ⑤ 手すりの取付け
トイレ、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- ⑥ 床の段差の解消
トイレ、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事
(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)
- ⑦ 戸の改良
イ、開き戸を引き戸、折れ戸等に取り替える工事
ロ、開き戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
ハ、戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- ⑧ 床表面の滑り止め化
トイレ、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事